

外国人労働者の受入れ制度と実態 －介護分野を中心に－

- 1 特定技能制度について
- 2 技能実習から育成就労へ
- 3 介護分野の外国人労働者
- 4 特定技能外国人の受け入れ状況
- 5 特定技能外国人の雇用管理
- 6 今後の論点・検討課題

日韓共催ワークショップ
2024年7月11日（木）



The Japan Institute for Labour Policy and Training

（独）労働政策研究・研修機構 多様な人材部門 研究員 山口 壘

0 はじめに

➤本報告の目的

- 特定技能制度の創設（2019年4月～）や今後の育成就労制度の創設と、日本の中・低スキルの外国人労働者受け入れ政策は大きく変化している。本報告ではまず、これらの政策の内容と変化について概観する。その後、特定技能1号外国人の受け入れ状況や雇用管理の実態について、既存の統計・調査資料や報告者が実施したヒアリング調査等をもとに検討する。また本報告では、とくに介護分野における政策や実態に触れながら、議論をすすめていくこととしたい。

1 特定技能制度について

➤特定技能制度の創設（2019年4月～）

✓特定技能制度の目的

- 中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（特定産業分野）に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる

✓「特定技能1号」とは

- 相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 - 在留期間は通算で上限5年まで。受け入れ企業や登録支援機関の支援の対象。
 - 技能や日本語能力水準は試験等で確認されるが、技能実習2号修了者は免除。

✓「特定技能2号」とは

- 熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 - 在留期間の更新可能。要件を満たせば家族（配偶者、子）の帯同も可能。
 - 技能水準は試験等で確認。

1 特定技能制度について

- 現在、特定産業分野は16分野（2024年4月から4分野を追加）。
 - 特定産業分野別に「向こう5年間の受入れ見込み数（上限）」が設定されており、制度開始時点（2019年4月）における当該数値の合計は約34.5万人、現在（2024年4月～）の合計は82万人。
 - 現在の介護分野における受入れ見込み数（上限）は13.5万人。これは
 - ① 2028年度に不足する介護人材（22.7万人）
- ※厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」を根拠とする。
- から
- ② 介護ロボット、ICT等の活用などの取組による5年間で2%程度の生産性向上（4.7万人）
 - ③ 処遇改善、高齢者及び女性の就業促進等による追加的な国内人材の確保（4.5万人）
- を差し引いたものである。

図表 特定産業分野の概要

	受入れ見込み数 (5年間の最大値)			特定技能在留者数 (2023年12月末)		業務 区分数	従事する業務	雇用 形態	所管
	2019年4月	2022年8月	2024年4月	1号	2号				
介護	60,000	50,900	135,000	28,400	－	1	・身体介護等と付随する支援業務 ※訪問系サービスは対象外。	直接	厚 労 省
ビルクリーニング	37,000	20,000	37,000	3,520	0	1	・建築物内部の清掃	直接	
工業製品製造業	31,450	49,750	173,300	40,069	1	10	・機械金属加工 ・紙器・段ボール箱製造 ・縫製 ・電気電子機器組立て ・コンクリート製品製造 ・金属表面処理 ・陶磁器製品製造 ・RPF製造 ※区分の追加に伴い、分野名の名称を変更。 ・印刷・製本	直接	経 産 省
建設	40,000	34,000	80,000	24,433	30	3	・土木 ・ライフライン・設備 ・建設	直接	国 交 省
造船・船用工業	13,000	11,000	36,000	7,514	6	3	・造船 ・船用電気電子機器 ・船用機械 ※従来の区分（6区分）を再編。	直接	
自動車整備	7,000	6,500	10,000	2,519	0	1	・自動車の日常点検整備など	直接	
航空	2,200	1,300	4,400	632	0	2	・空港グランドハンドリング ・航空機整備	直接	
宿泊	22,000	11,200	23,000	401	0	1	・宿泊施設におけるフロントなど	直接	
自動車運送業	－	－	24,500	－	－	3	・バス運転者 ・タクシー運転者 ・トラック運転者 ※バス運転者、タクシー運転者はN3以上の日本語能力が要件。	直接	
鉄道	－	－	3,800	－	－	5	・運輸係員（運転士、車掌、駅係員） ・軌道整備 ・電気設備整理 ※運輸係員はN3以上の日本語能力が要件。	直接	
農業	36,500	36,500	78,000	23,861	0	2	・耕種農業全般 ・畜産農業全般	直接 派遣	農 水 省
漁業	9,000	6,300	17,000	2,669	0	2	・漁業 ・養殖業	直接 派遣	
飲食品製造業	34,000	87,200	139,000	61,095	0	1	・飲食品製造業全般 ※スーパーマーケットの食料品部門での惣菜等の製造も認める。	直接	
外食業	53,000	30,500	53,000	13,312	0	1	・外食業全般	直接	
林業	－	－	1,000	－	－	1	・育林、素材生産、林業種苗育成など	直接	
木材産業	－	－	5,000	－	－	1	・製材業、合板製造業などに係る木材の加工工程とその付帯作業な	直接	

※青字は2024年4月より変更・追加された箇所。

2 技能実習から育成就労へ

➤技能実習制度の問題点

✓建前とホンネの大きな乖離

- 制度自体は国際貢献を目的とするが、実際は労働力の受け入れ窓口として機能

✓技能実習生は原則、日本で職場を変えることができない

- 一定人数の労働者の、一定期間の確保
- 人権や労働者としての権利に関する深刻な問題を生じさせる

✓国際的な労働移動を媒介する主体の存在の是非

- 技能実習生が渡日に際して負担する費用
- 受け入れ企業が監理団体や送出機関に対して毎月支払う費用



「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」による検討（2022年12月～2023年11月、計16回）

2 技能実習から育成就労へ

➤技能実習制度の発展的解消と育成就労制度の創設

✓育成就労制度の目的

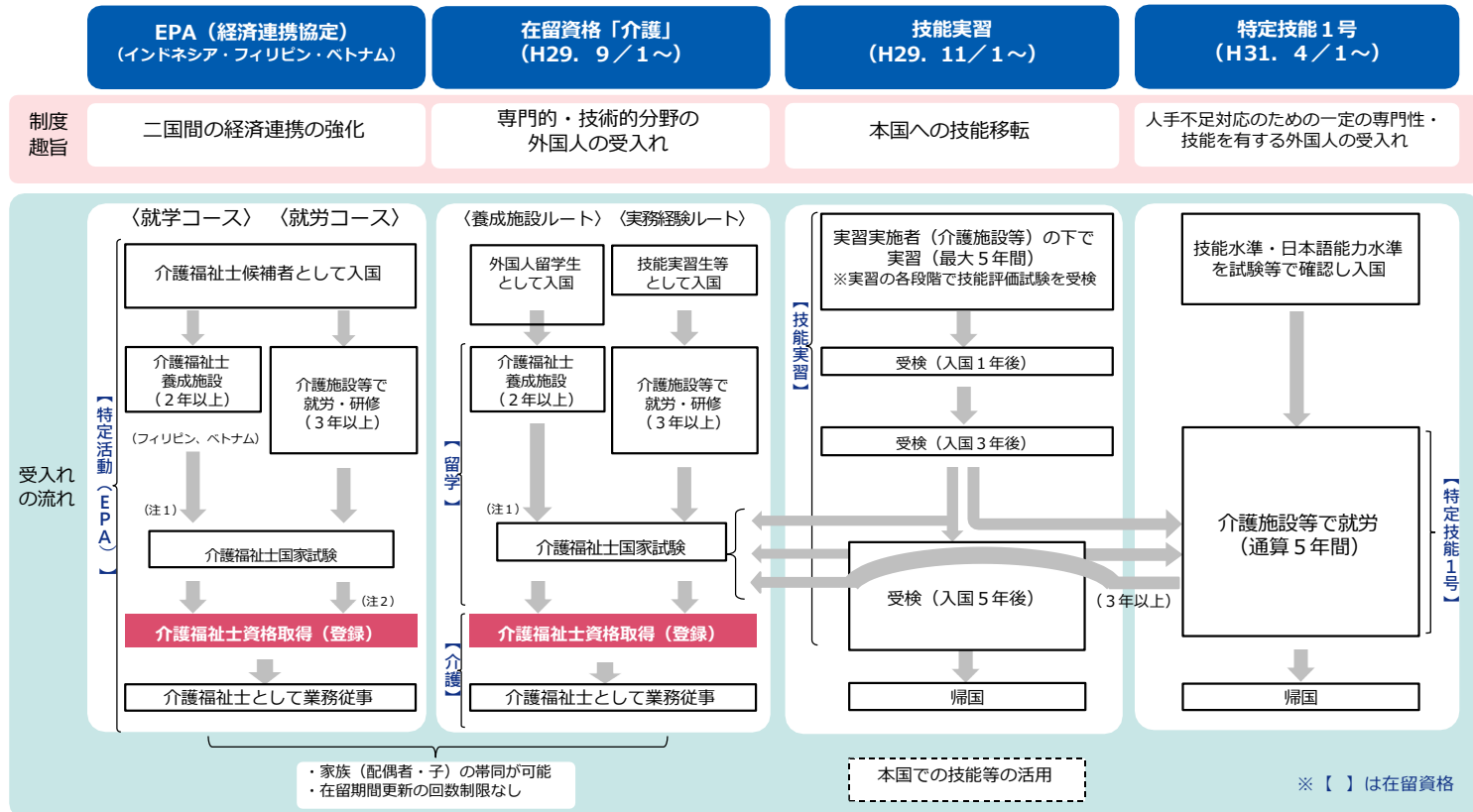
- 育成就労産業分野において、特定技能 1 号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する。
- 育成就労産業分野は、特定産業分野のうち就労を通じて技能を習得させることが相当なもの。
- 特定技能 1 号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

✓転籍の制限緩和

- 「やむを得ない事情がある場合」の範囲の拡大・明確化
- 本人意向による転籍の要件は、以下のとおり。
 - 同一機関での就労が 1 ～ 2 年を超えている
 - 技能検定試験基礎級等および一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

3 介護分野の外国人労働者

図表 介護分野の外国人労働者 受け入れの仕組み



（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

出所：厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html）より。

3 介護分野の外国人労働者

- 4つの「仕組み」別にみた在留外国人数は下のとおり。

在留資格	在留者数	
EPA介護福祉士・候補者	3,213人	2023年6月1日、国際厚生事業団調べ (うち資格取得者1,069人)
在留資格「介護」	8,093人	2023年6月末、入管庁「在留外国人統計」
技能実習 介護職種	15,909人	2023年12月末、入管庁資料
特定技能1号 介護分野	28,400人	2023年12月末、入管庁資料

- これ以外に、身分に基づく在留資格等で日本に在留し、介護分野で就労する外国人も一定数存在するものと思われる。
- ただし日本国内の女性全体では介護分野が主要な就労先のひとつだとみられるのに対し、外国人の女性では製造業での就労が顕著に多い。
- なお国際結婚（夫婦の一方が外国人である婚姻）の動向について、国際結婚件数は2006年をピークに減少。また当該増減は、妻が外国人であるその増減に大きく影響を受けている様子が窺われる。

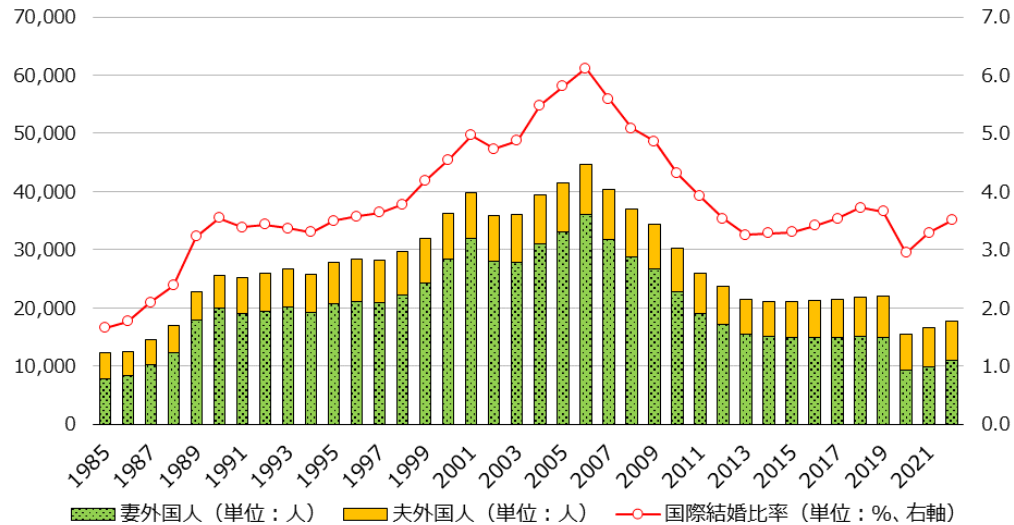
図表 属性別 雇用者（役員を含む）の産業構成
(単位：人、斜体は%)

	総数		うち外国人		うち女性		うち外国人		うちフィリピン国籍	
総数	57,643,225	100.0	1,102,313	100.0	26,141,918	100.0	541,714	100.0	85,202	100.0
農業，林業	1,830,697	3.2	33,887	3.1	724,735	2.8	19,225	3.5	3,045	3.6
漁業	132,065	0.2	3,417	0.3	32,478	0.1	752	0.1	146	0.2
鉱業，採石業，砂利採取業	18,891	0.0	157	0.0	3,095	0.0	32	0.0	1	0.0
建設業	4,184,052	7.3	70,702	6.4	736,594	2.8	6,893	1.3	1,009	1.2
製造業	9,056,536	15.7	398,227	36.1	2,844,640	10.9	201,149	37.1	36,873	43.3
電気・ガス・熱供給・水道業	275,595	0.5	704	0.1	46,533	0.2	202	0.0	6	0.0
情報通信業	1,955,619	3.4	50,149	4.5	574,160	2.2	16,203	3.0	441	0.5
運輸業，郵便業	3,117,623	5.4	34,358	3.1	694,619	2.7	11,670	2.2	1,879	2.2
卸売業，小売業	8,805,576	15.3	117,851	10.7	4,682,844	17.9	67,479	12.5	6,798	8.0
金融業，保険業	1,355,161	2.4	8,530	0.8	771,983	3.0	4,295	0.8	124	0.1
不動産業，物品賃貸業	1,046,678	1.8	10,692	1.0	427,391	1.6	4,871	0.9	266	0.3
学術研究，専門・技術サービス業	1,622,854	2.8	26,735	2.4	612,799	2.3	11,126	2.1	576	0.7
宿泊業，飲食サービス業	2,590,881	4.5	75,926	6.9	1,672,532	6.4	44,293	8.2	7,780	9.1
生活関連サービス業，娯楽業	1,466,976	2.5	19,112	1.7	893,222	3.4	12,674	2.3	3,006	3.5
教育，学習支援業	2,595,203	4.5	44,420	4.0	1,493,465	5.7	20,303	3.7	2,948	3.5
医療，福祉	7,277,074	12.6	45,243	4.1	5,613,614	21.5	36,779	6.8	8,243	9.7
複合サービス事業	434,911	0.8	646	0.1	179,883	0.7	448	0.1	36	0.0
サービス業（他に分類されないもの）	3,341,676	5.8	49,170	4.5	1,375,316	5.3	25,259	4.7	4,609	5.4
公務（他に分類されるものを除く）	2,032,174	3.5	2,739	0.2	618,205	2.4	1,785	0.3	204	0.2
分類不能の産業	740,482	1.3	31,630	2.9	387,347	1.5	16,913	3.1	2,594	3.0

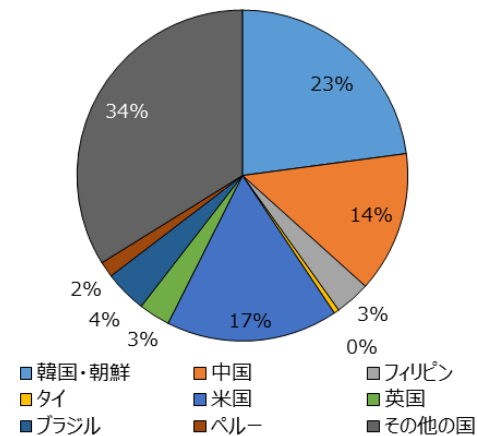
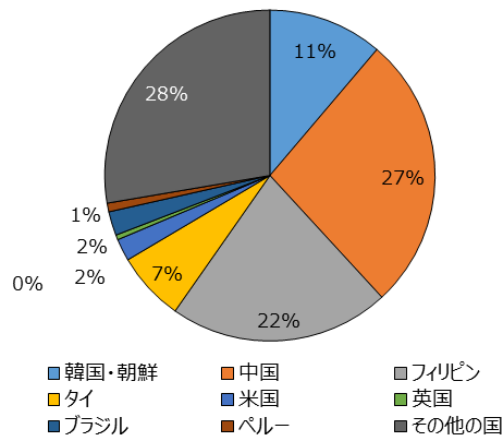
出所：総務省「2020年国勢調査」より作成。

注：太字は属性別にみてもっとも構成比が高い産業、網掛けは上位3産業を示している。

図表 国際結婚（夫婦の一方が外国人である婚姻）件数の推移

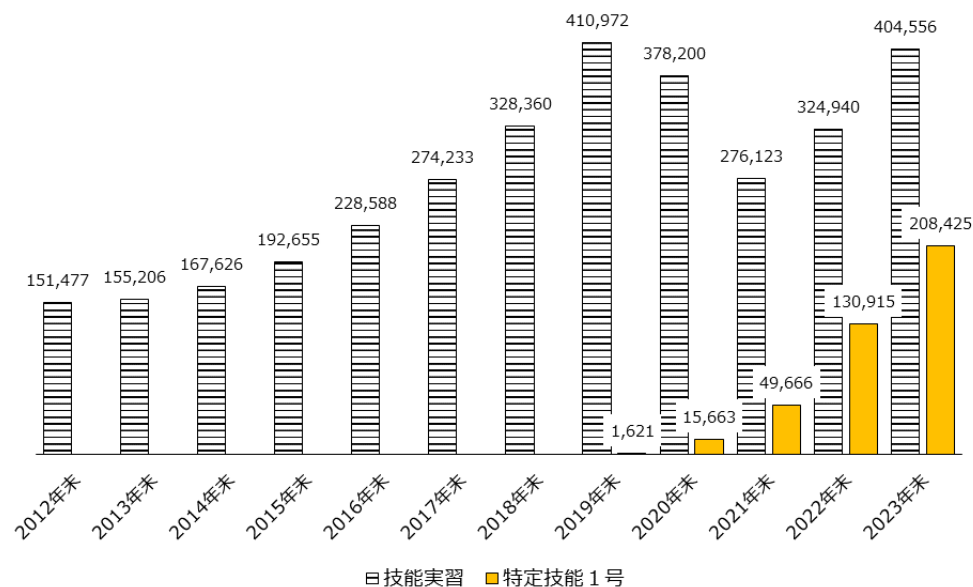


図表 国際結婚 外国人の国籍（2022年）
 外国籍妻 外国籍夫



4 特定技能外国人の受け入れ状況

図表 特定技能1号、技能実習生数の推移（単位：人）



出所：入管庁「在留外国人統計」ほかより作成。

- 技能実習生数がコロナ禍において減少したのに対し、特定技能1号外国人数はコロナ禍、コロナ禍以降の両時期において増加を続けている。
- 特定技能1号外国人数は約21万人であり（2023年12月末）、技能実習生の半分程度の規模となっている。
- 同時点（2023年12月末）の特定技能2号外国人数は37人。

4 特定技能外国人の受け入れ状況

➤特定技能1号外国人の属性

✓国籍

- 特定技能1号外国人のうち約半数をベトナム国籍が占めており、これにインドネシア（16.4%）、フィリピン（10.3%）が続く。
- 介護分野ではベトナムとインドネシアが3割弱。ミャンマー国籍も1割程度を占め、比較的多い。

✓性別

- 介護分野では女性が7割程度を占める。
- 特定産業分野別にみると、男性がほとんどを占める分野はいくつかみられるが（建設、造船・船用工業など）、逆のケースは存在しない。

✓年齢別

- 介護分野では「18歳～29歳」が7割を占める。
- 特定産業分野別にみると、造船・船用工業など比較的年齢層が高い分野もみられる。

図表 特定技能 1 号外国人の国籍（単位：人、斜体は％）

	総数	ベトナム	インドネシア	フィリピン	中国	ミャンマー	カンボジア	ネパール	タイ	スリランカ	モンゴル	その他
総数	208,425	110,628 <i>53.1</i>	34,253 <i>16.4</i>	21,364 <i>10.3</i>	13,456 <i>6.5</i>	11,873 <i>5.7</i>	4,664 <i>2.2</i>	4,430 <i>2.1</i>	4,359 <i>2.1</i>	995 <i>0.5</i>	902 <i>0.4</i>	1,501 <i>0.7</i>
介護	28,400	7,937 <i>27.9</i>	7,411 <i>26.1</i>	3,497 <i>12.3</i>	1,032 <i>3.6</i>	4,730 <i>16.7</i>	290 <i>1.0</i>	2282 <i>8.0</i>	237 <i>0.8</i>	258 <i>0.9</i>	401 <i>1.4</i>	325 <i>1.1</i>
ビルクリーニング	3,520	1,611 <i>45.8</i>	686 <i>19.5</i>	294 <i>8.4</i>	222 <i>6.3</i>	330 <i>9.4</i>	133 <i>3.8</i>	113 <i>3.2</i>	49 <i>1.4</i>	20 <i>0.6</i>	31 <i>0.9</i>	31 <i>0.9</i>
製造 3 分野	40,069	24,886 <i>62.1</i>	5,983 <i>14.9</i>	3,905 <i>9.7</i>	2,780 <i>6.9</i>	623 <i>1.6</i>	156 <i>0.4</i>	31 <i>0.1</i>	1454 <i>3.6</i>	82 <i>0.2</i>	84 <i>0.2</i>	85 <i>0.2</i>
建設	24,433	16,583 <i>67.9</i>	2,201 <i>9.0</i>	2,452 <i>10.0</i>	1,301 <i>5.3</i>	466 <i>1.9</i>	690 <i>2.8</i>	134 <i>0.5</i>	224 <i>0.9</i>	107 <i>0.4</i>	171 <i>0.7</i>	104 <i>0.4</i>
造船・船用工業	7,514	1,191 <i>15.9</i>	1,274 <i>17.0</i>	4,098 <i>54.5</i>	770 <i>10.2</i>	29 <i>0.4</i>	9 <i>0.1</i>	0 <i>0.0</i>	142 <i>1.9</i>	0 <i>0.0</i>	1 <i>0.0</i>	0 <i>0.0</i>
自動車整備	2,519	1,165 <i>46.2</i>	216 <i>8.6</i>	815 <i>32.4</i>	20 <i>0.8</i>	124 <i>4.9</i>	46 <i>1.8</i>	4 <i>0.2</i>	24 <i>1.0</i>	33 <i>1.3</i>	4 <i>0.2</i>	68 <i>2.7</i>
航空	632	93 <i>14.7</i>	37 <i>5.9</i>	413 <i>65.3</i>	5 <i>0.8</i>	20 <i>3.2</i>	0 <i>0.0</i>	22 <i>3.5</i>	1 <i>0.2</i>	5 <i>0.8</i>	13 <i>2.1</i>	23 <i>3.6</i>
宿泊	401	122 <i>30.4</i>	73 <i>18.2</i>	26 <i>6.5</i>	26 <i>6.5</i>	56 <i>14.0</i>	3 <i>0.7</i>	33 <i>8.2</i>	6 <i>1.5</i>	4 <i>1.0</i>	8 <i>2.0</i>	44 <i>11.0</i>
農業	23,861	8,002 <i>33.5</i>	6,743 <i>28.3</i>	2,495 <i>10.5</i>	2,009 <i>8.4</i>	437 <i>1.8</i>	2294 <i>9.6</i>	563 <i>2.4</i>	905 <i>3.8</i>	139 <i>0.6</i>	71 <i>0.3</i>	203 <i>0.9</i>
漁業	2,669	389 <i>14.6</i>	2,141 <i>80.2</i>	10 <i>0.4</i>	124 <i>4.6</i>	0 <i>0.0</i>	1 <i>0.0</i>	0 <i>0.0</i>	0 <i>0.0</i>	0 <i>0.0</i>	3 <i>0.1</i>	1 <i>0.0</i>
飲食料品製造業	61,095	41,883 <i>68.6</i>	6,574 <i>10.8</i>	2,601 <i>4.3</i>	4,547 <i>7.4</i>	2,839 <i>4.6</i>	980 <i>1.6</i>	140 <i>0.2</i>	1199 <i>2.0</i>	98 <i>0.2</i>	79 <i>0.1</i>	155 <i>0.3</i>
外食業	13,312	6,766 <i>50.8</i>	914 <i>6.9</i>	758 <i>5.7</i>	620 <i>4.7</i>	2,219 <i>16.7</i>	62 <i>0.5</i>	1108 <i>8.3</i>	118 <i>0.9</i>	249 <i>1.9</i>	36 <i>0.3</i>	462 <i>3.5</i>

出所：入管庁「特定技能在留外国人数の公表等（2023年12月末、速報値）」より作成。

注：太字はもっとも多い国、網掛けは上位 3 カ国を示している。

図表 特定技能 1 号外国人の性・年齢（単位：人、斜体は％）

	性別			年齢別			
	総数	男	女	18歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 49歳	50歳以上
総数	208,425	115,094	93,331	126,135	72,170	9,663	457
		55.2	44.8	60.5	34.6	4.6	0.2
介護	28,400	6,979	21,421	19,516	7,991	819	74
		24.6	75.4	68.7	28.1	2.9	0.3
ビルクリーニング	3,520	1,057	2,463	2,205	1,079	216	20
		30.0	70.0	62.6	30.7	6.1	0.6
製造 3 分野	40,069	29,355	10,714	24,045	14,802	1,192	30
		73.3	26.7	60.0	36.9	3.0	0.1
建設	24,433	24,388	45	10,699	11,907	1,722	105
		99.8	0.2	43.8	48.7	7.0	0.4
造船・舶用工業	7,514	7,509	5	1,451	4,779	1,243	41
		99.9	0.1	19.3	63.6	16.5	0.5
自動車整備	2,519	2,507	12	1,591	876	52	0
		99.5	0.5	63.2	34.8	2.1	0.0
航空	632	554	78	285	340	7	0
		87.7	12.3	45.1	53.8	1.1	0.0
宿泊	401	172	229	283	107	10	1
		42.9	57.1	70.6	26.7	2.5	0.2
農業	23,861	13,504	10,357	12,266	9,851	1,670	74
		56.6	43.4	51.4	41.3	7.0	0.3
漁業	2,669	2,479	190	1,894	677	95	3
		92.9	7.1	71.0	25.4	3.6	0.1
飲食品製造業	61,095	19,796	41,299	41,563	16,960	2,476	96
		32.4	67.6	68.0	27.8	4.1	0.2
外食業	13,312	6,794	6,518	10,337	2,801	161	13
		51.0	49.0	77.7	21.0	1.2	0.1

出所：入管庁「特定技能在留外国人数の公表等（2023年12月末、速報値）」より作成。

注：網掛けは性別、年齢別のそれぞれについて、もっとも多いカテゴリーを示している。

4 特定技能外国人の受け入れ状況

▶特定技能1号外国人の地域分布

- 都道府県の最低賃金に関するランクをもとに地域分布をみると、特定技能1号はAランクで4割、Bランクで5割、Cランクで1割。技能実習生と比べると、やや最低賃金が高い地域に偏っている程度。一般的に懸念されている「転職が自由になると、より高い賃金を求めて地域を移動する」様子は、このデータからは、顕著に観察されない。
- 特定産業分野について、ビルクリーニングや外食業は最低賃金が高い地域に、農業や漁業は低い地域に分布する様子がみられる。
- 介護分野では、特定技能1号全体の傾向と比べてやや最低賃金が高い地域に偏るが、産業大分類「医療・福祉」での雇用者（役員を含む）の分布と大きな違いはみられない。

- 都道府県のランクは「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安」に用いられたもの。都道府県の引上げ額の目安はAランク41円（東京都ほか6都県）、Bランク40円（京都府ほか28道府県）、Cランク39円（鳥取県ほか13県）。2023年改定の都道府県の最低賃金の幅はAランク：1,113～1,026円、Bランク：1,008～896円、Cランク：900～893円。

図表 特定技能 1 号外国人の地域分布（単位：人、斜体は％）

特定産業分野別・地域別 特定技能 1 号外国人数
（入管庁速報値、2023年12月末）

	総数	A計	B計	C計	未定・不詳
総数	208,425	77,785 37.3	108,668 52.1	21,692 10.4	280 0.1
介護	28,400	12,828 45.2	12,768 45.0	2,729 9.6	75 0.3
ビルクリーニング	3,520	2,335 66.3	947 26.9	225 6.4	13 0.4
製造 3 分野	40,069	12,463 31.1	25,634 64.0	1,953 4.9	19 0.0
建設	24,433	13,279 54.3	9,544 39.1	1,593 6.5	17 0.1
造船・船用工業	7,514	279 3.7	5,417 72.1	1,817 24.2	1 0.0
自動車整備	2,519	902 35.8	1,456 57.8	161 6.4	0 0.0
航空	632	626 99.1	2 0.3	4 0.6	0 0.0
宿泊	401	95 23.7	247 61.6	59 14.7	0 0.0
農業	23,861	3,201 13.4	14,298 59.9	6,305 26.4	57 0.2
漁業	2,669	155 5.8	1,753 65.7	753 28.2	8 0.3
飲食物品製造業	61,095	22,918 37.5	32,875 53.8	5,243 8.6	59 0.1
外食業	13,312	8,704 65.4	3,727 28.0	850 6.4	31 0.2

主な在留資格別・地域別 在留外国人数
（在留外国人統計、2023年 6 月末）

	総数	A計	B計	C計	未定・不詳
総数	3,223,858	1,880,719 58.3	1,186,205 36.8	147,621 4.6	9,313 0.3
うち特定技能	173,101	62,266 36.0	92,809 53.6	17,777 10.3	249 0.1
うち技能実習	358,159	117,428 32.8	197,889 55.3	41,189 11.5	1,653 0.5
うち介護	8,093	4,196 51.8	3,393 41.9	504 6.2	0 0.0
うち技術・人文 知識・国際業務	346,116	242,373 70.0	92,081 26.6	10,899 3.1	763 0.2
うち留学	305,916	188,894 61.7	99,499 32.5	15,490 5.1	2,033 0.7
うち身分に基づ く在留資格	1,287,856	787,742 61.2	460,001 35.7	38,934 3.0	1,179 0.1

主な産業別・地域別 雇用者数（役員を含む）
（国勢調査、2020年）

総数	35,125,288	18,823,586 53.6	13,556,996 38.6	2,744,706 7.8	— —
うち第 1 次産業	140,582	41,577 29.6	74,629 53.1	24,376 17.3	— —
うち第 2 次産業	7,468,083	3,811,403 51.0	3,171,665 42.5	485,015 6.5	— —
うち第 3 次産業	26,959,566	14,641,348 54.3	10,116,941 37.5	2,201,277 8.2	— —
うち医療・福祉	4,905,904	2,348,997 47.9	2,047,201 41.7	509,706 10.4	— —

注：網掛けはそれぞれについて、もっとも多いカテゴリーを示している。

4 特定技能外国人の受け入れ状況

▶特定技能 1 号外国人の受け入れルート

✓受け入れルート

- 特定技能 1 号外国人のうち 7 割弱が「技能実習ルート」。
- 介護分野では 8 割が「試験ルート」での受け入れであり、全体の傾向とは異なる。

✓特定技能 1 号技能試験の実施状況

- 技能試験の受験者数、合格者ともに介護分野がもっとも多く、これに飲食料品製造業、外食業が続く。
- また介護分野は技能試験実施国数が多く（海外11カ国）、海外での受験者・合格者の占める割合が比較的高い（5割程度）。これに対して飲食料品製造業では、海外での受験者・合格者は2割程度である。

図表 特定技能 1 号外国人の受け入れルートと 1 号技能試験の実施状況
(単位：人、斜体は%)

	総数	試験ルート	技能実習 ルート	検定ルート	介護福祉士 養成施設修了ルート	EPA介護福祉 士候補者ルート
総数	208,425	69,004 33.1	139,088 66.7	103 0.0	3 0.0	227 0.1
介護	28,400	22,883 80.6	5,287 18.6	—	3 0.0	227 0.8
ビルクリーニング	3,520	1,423 40.4	2,097 59.6	—	—	—
製造 3 分野	40,069	798 2.0	39,271 98.0	—	—	—
建設	24,433	536 2.2	23,807 97.4	90 0.4	—	—
造船・船用工業	7,514	77 1.0	7,431 98.9	6 0.1	—	—
自動車整備	2,519	470 18.7	2,042 81.1	7 0.3	—	—
航空	632	632 100.0	0 0.0	—	—	—
宿泊	401	379 94.5	22 5.5	—	—	—
農業	23,861	9,025 37.8	14,836 62.2	—	—	—
漁業	2,669	342 12.8	2,327 87.2	—	—	—
飲食品製造業	61,095	19,493 31.9	41,602 68.1	—	—	—
外食業	13,312	12,946 97.3	366 2.7	—	—	—

技能試験 海外実施国数	受験者数	海外での受験者 が占める割合	合格者数	海外での合格者 が占める割合
	350,676	36.3	248,234	39.8
11	95,361	50.0	68,628	53.4
5	7,108	39.5	5,757	38.3
4	6,082	16.9	1,070	17.2
6	3,414	7.0	1,551	6.4
1	244	5.7	224	3.1
1	3,769	8.4	2,484	10.6
4	3,659	46.7	2,240	49.0
4	10,022	5.8	5,068	4.9
11	53,246	52.7	47,070	52.6
1	1,808	65.0	1,087	78.5
2	83,549	18.2	58,892	18.1
7	82,414	34.6	54,163	40.4

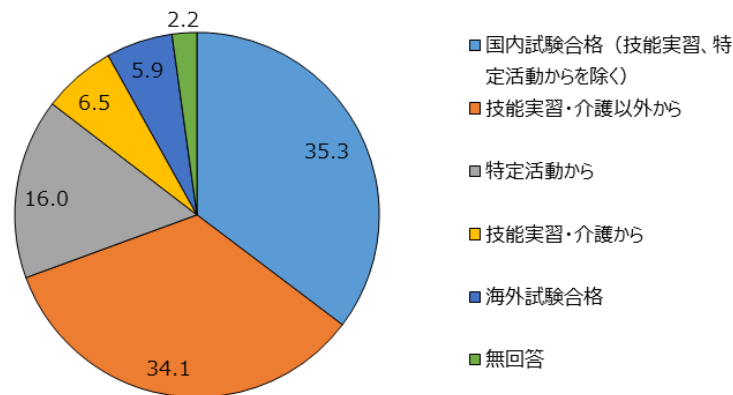
出所：入管庁「特定技能在留外国人数の公表等（2023年12月末、速報値）」ほかより作成。

注：網掛けはもっとも多いカテゴリーを示している。

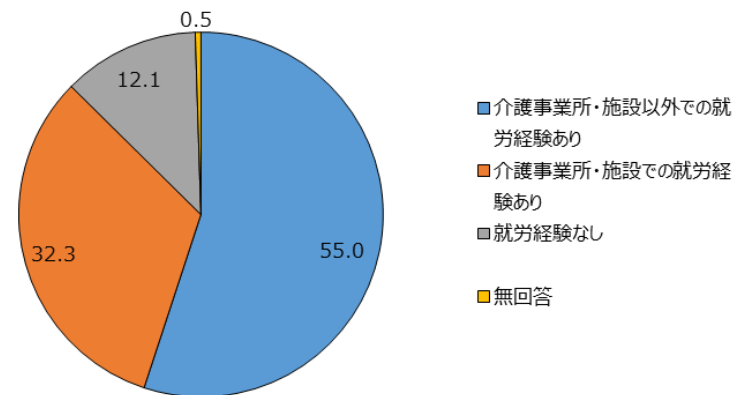
4 特定技能外国人の受け入れ状況

▶介護分野における特定技能1号外国人の受け入れ

図表 在留資格「特定技能」の取得ルート



図表 日本での就労経験



- ・ 特定技能1号の取得ルートについて、介護分野では留学生（技能実習、特定活動からを除く国内試験合格）や介護分野以外の技能実習修了者が多い。

※ただし当該調査報告書内では、コロナ禍において入国を待つ海外試験合格者の存在も指摘されている。

- ・ それに伴い、日本での就労経験については「介護事業所・施設以外での就労経験あり」の割合が高くなっている。

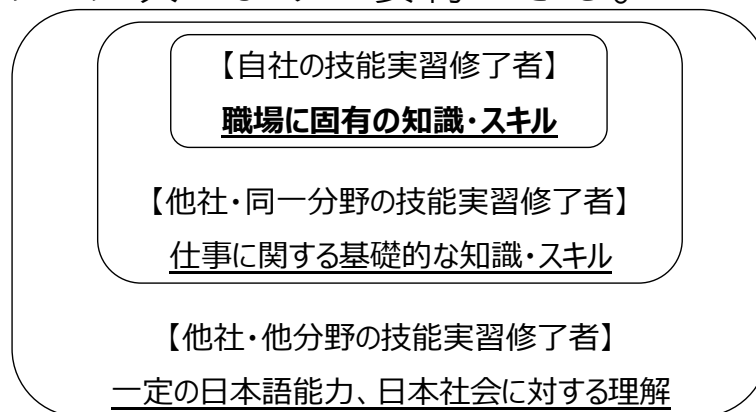
✓ 介護分野における特定技能外国人の受入れに関するアンケート調査（「介護分野における特定技能制度の推進方策に関する調査研究」国際厚生事業団、2022年3月）

- ・ 2021年9月1日時点で介護分野の特定技能協議会に入会する事業所で就労する特定技能外国人が対象。

5 特定技能外国人の雇用管理

➤特定技能1号外国人の受け入れと活用：ヒアリング調査から

- 日本社会や日本の職場への慣れ、一定の日本語能力の獲得といった点に注目すれば、特定技能1号外国人を「つくる」のは、おもに技能実習制度だといえる。技能実習修了者の保有知識・スキルは次のように要約できる。



- ものづくりの現場など職場での技能形成を重視するケースでは、彼らを希少な人材として捉え、自社の技能実習修了者を正社員と同等に処遇。
- 一方でたとえば大手の食品加工会社では、彼らの処遇は職場の主力であるパート社員のそれに準じる。このなかで、多様な受け入れルートでの採用を前提として、職場での経験の違いなどを反映した格付けがなされる。

✓ 出所：「特定技能1号外国人の受け入れ・活用に関するヒアリング調査」労働政策研究・研修機構編、資料シリーズNo.270、2023年

- 2022年8、9月を中心に、特定技能1号外国人を受け入れる19社／事業所にヒアリング調査を実施。多様な特定産業分野での事例が収集できるように配慮し、関東、中部地方における中～大規模企業を中心に選定。

5 特定技能外国人の雇用管理

➤介護事業所における特定技能1号外国人の処遇：ヒアリング調査から

✓A法人（従業員約600人、関東）の例

- 特定技能1号外国人は8人。国内他社・他分野の技能実習修了者とEPA介護福祉士候補者を採用。
- 特定技能1号外国人は正社員として高校新卒採用者と同等に処遇。今後、介護福祉士資格の取得を目指さない者については人事考課を行う予定である。

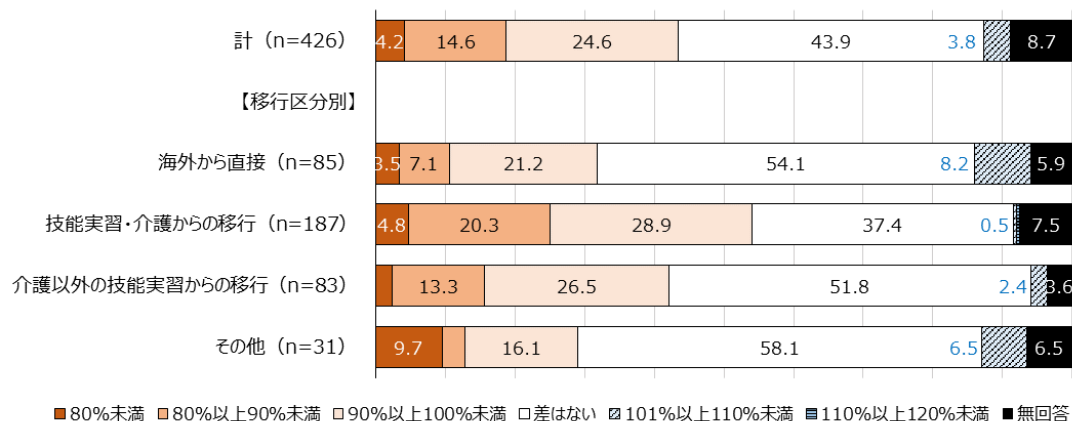
✓B法人（従業員約2,200人、関東）の例

- 特定技能1号外国人は22人。自社、他社・他分野の技能実習修了者やEPA介護福祉士候補者など多様なルートで採用。
- 特定技能1号外国人はEPA介護福祉士候補者と同様、月給・有期（年契約）の雇用区分で処遇。その他の外国人労働者について、技能実習生はパート社員と、介護福祉士等の有資格者は正社員と同等に処遇。

5 特定技能外国人の雇用管理

➤介護事業所における特定技能1号外国人の処遇：技能実習生との比較から

図表 特定技能1号外国人と比べた際の技能実習生の給与水準（単位：％）



- 技能実習生と特定技能1号外国人との給与に差をつけていない事業所は4割だが、特定技能1号外国人の給与をより高く設定している事業所も4割。
- 移行区分別にみると、技能実習・介護からの移行者が、技能実習生と比べてより高い給与を設定される傾向がみられる。現状の特定技能制度において、介護分野での技能実習を通して習得した知識や経験が評価されていることが示唆される。

- ✓ 資料出所：外国人介護職員の受入れ状況に関するアンケート調査（「外国人介護人材の介護現場における就労実態等に関する調査研究事業」、株式会社サーベイリサーチセンター、2023年3月）
- EPA介護福祉士候補者又は介護職種の技能実習生を受け入れる7,289施設・事業所が対象（悉皆調査）。2023年2月実施。有効回収数は1,627件、回収率は22.3%。

5 特定技能外国人の雇用管理

➤介護事業所における外国人材受け入れの現状と課題

✓外国人材の受け入れ状況

- 外国人材（EPA、在留資格「介護」、技能実習、特定技能、留学生）のうち受け入れ割合が高いのは技能実習（4.4％）、特定技能1号（3.5％）。なお社会福祉法人（※法人格別）や施設系（入所型）（※介護保険サービス系型別）では、それぞれ1割程度の受け入れ割合となっている。

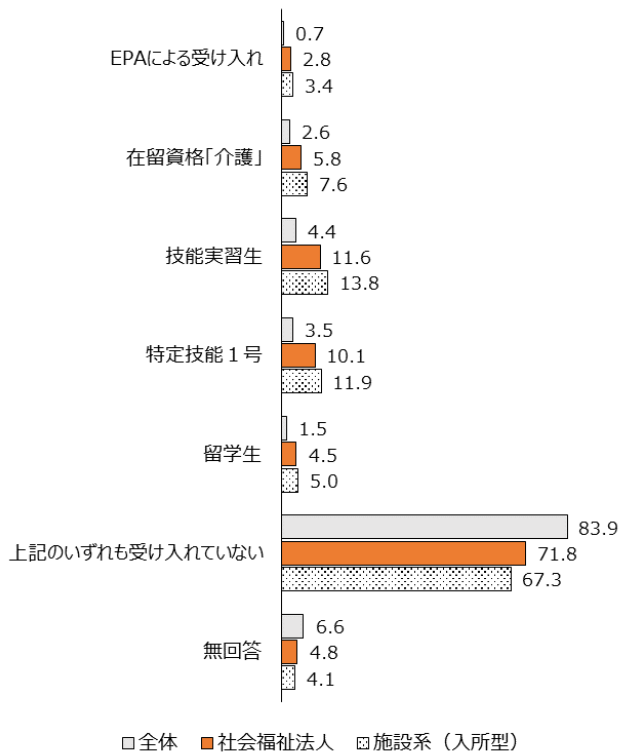
✓外国人材の働きに対する評価

- 受け入れ事業所のほうが「労働力の確保ができる」だけでなく、「職場に活気が出る」といった項目でも高く評価する傾向等がみられる。実際に外国人材を受け入れてみると、ポジティブに感じられる側面が多いことがわかる。
- 一方で「できる仕事に限りがある（介護記録、電話等）」では受け入れ事業所のほうがやや高い回答割合となっている。実際に外国人材を受け入れてみて、言語能力に由来する介護業界特有の壁に直面する様子も窺われる。

✓資料出所：令和4年度介護労働実態調査（介護労働安定センター）

- 介護保険指定介護サービス事業を行う事業所から18,000事業所を無作為抽出。休廃止事業所等を除く有効調査数は17,125事業所で、有効回収数は8,708件、回収率は50.8％。

図表 外国人材の受け入れ状況
(M.A. 単位：%)



図表 外国人材の働きに対する評価
(M.A. 単位：%)

	n	業務の見直しができる	職場に活気がでる（でると思う）	利用者が喜んでいる（喜ぶと思う）	業務が軽減される	労働力の確保ができる	コミュニケーションがとりやすい	利用者等との意思疎通において不安がある	できる仕事に限りがある（介護記録、電話等）	事業所のルールが理解できていないか不安	生活、習慣等の違いに戸惑いがある	その他	特に気になることはない
全体	8,632	11.2	20.6	10.0	19.5	55.0	45.0	57.2	42.7	35.7	46.2	2.2	8.5
受け入れている	823	25.3	45.6	28.4	35.8	82.3	38.0	40.3	50.4	32.0	34.3	2.8	1.3
受け入れていない	7,239	10.1	18.5	8.3	18.3	53.8	47.3	61.2	43.3	37.2	49.1	2.2	9.6

注：網掛けは受け入れ状況別にみて回答割合がより高い項目を示している。

5 特定技能外国人の雇用管理

➤介護系の労働組合の現状認識（村上, 2024）

✓労働組合のスタンス

- 技能実習導入時（※2017年）：「もろ手を挙げて賛成はしない」
 - ・・・日本語能力の問題や介護サービスの質の低下
 - ・・・日本人介護従業員より低い賃金で雇用される懸念



- 現在：「ある程度は理解を示すことが必要な時期になっている」
 - ・・・外国人組合員の増加
 - ・・・人手不足により既存従事者の長時間労働も問題となっている

✓介護現場における外国人材受け入れに関する課題

- 言葉の壁：業務上必要な日本語は理解できるが、書類作成は難しい
- 人材育成：人手不足のなかで、育成に人員や時間を割くことができない
- その他：利用者からのハラスメント、時間に対する感覚の違い

• 村上久美子（※UAゼンセン日本介護クラフトユニオン副会長）、2024「介護分野における外国人労働者施策の現状とこれから」『労働調査』639号.

6 今後の論点・検討課題

① 転籍、転職と都市圏等への移動について

- 外国人労働者の職場の移動についてはまず、その実態を明らかにする必要がある。またより深刻な人手不足に直面する地方部においては、まずは外国人労働者の定着に向けた独自の取り組みが行われることが期待される。

② 産業分野別の育成・キャリア形成について

- 外国人労働者の育成・キャリア形成については、産業分野や業務区分別の現状や望ましさに一定の影響を受けるものと思われる。企業レベルではしばらく試行錯誤が続くものと思われ、そのなかで妥当な受け入れルートや雇用管理が定着するであろう。

③ 監理団体や登録支援機関の役割について

- ①や②も含め、外国人労働者のよりよい受け入れと活用、共生については監理団体（技能実習制度、育成就労制度下では「監理支援機関」）や登録支援機関（特定技能制度）といった、企業と外国人労働者を結ぶ仲介・支援機関の果たす役割が大きくなるものと思われる。この点についても実態を検討のうえ、これら仲介・支援機関がポジティブな機能を発揮するよう政策的に水路づける必要があるだろう。